

平成16年度上半期における契約状況について
(社会保険庁)

- 総契約件数 66,878件(100%) : 本庁1,879件(100.0%) 地方庁64,999件(100.0%)
- ・競争入札 517件(0.8%) : 本庁 138件 (7.3%) 地方庁 379件 (0.6%)
- ・随意契約 66,361件(99.2%) : 本庁1,741件 (92.7%) 地方庁64,620件 (99.4%)

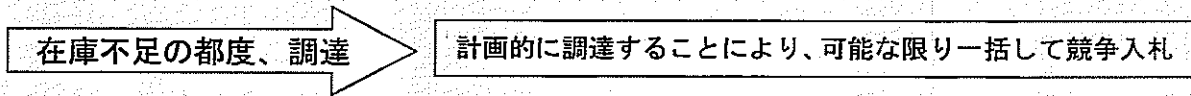
区分	合計				本庁				地方庁			
	件数 (件)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
随意契約	66,361	100.0	23,715	100.0	1,741	100.0	3,849	100.0	64,620	100.0	19,866	100.0
100万円未満	60,957	91.9	3,891	16.4	1,535	88.2	321	8.3	59,422	92.0	3,570	18.0
100万円以上	668	1.0	19,824	83.6	113	6.5	3,528	91.7	555	0.8	16,296	82.0
500万円以上	332	0.5	19,252	81.2	46	2.6	3,516	91.3	286	0.4	15,736	79.2
単価契約	4,736	7.1	—	—	93	5.3	—	—	4,643	7.2	—	—

(注) 1 件数には、電気、ガス、水道、電話、NHK受信及び医療機関との生活習慣病予防検診に係る契約は含んでいない。
2 金額には、単価契約(例：一回当たり〇〇円)は含んでいない。

平成16年度上半期における随意契約の調査結果について — 社会保険庁本庁分 —

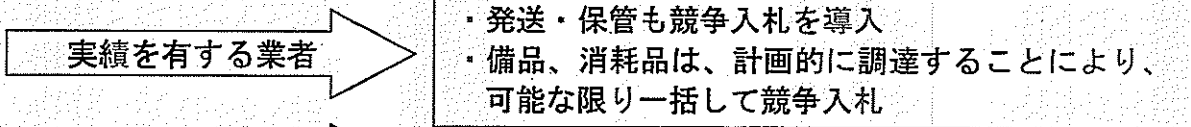
- 調査対象件数 1,741 契約 (随意契約: 全契約数の 93%)
- 調査内容
 - ① 契約パターンを4分類し、契約方法、随意契約理由等について検証
 - ② 業務との関連性から調達必要性について検証
- 調査結果と今後の対処方針

1. 複数回契約 (343 契約、調査対象の 20%)
- ・ 消耗品等の購入、印刷(332 契約、複数回契約の 97%)

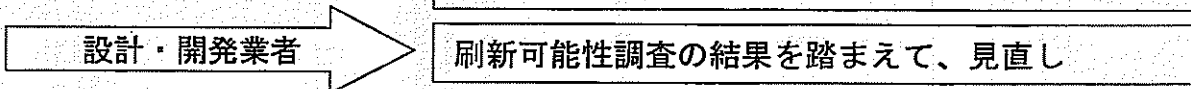


2. 長期・固定化契約 (1,424 契約、調査対象の 82%)

- ・ 管理換帳票等の印刷、発送、保管及び備品、消耗品の購入 (959 契約、長期・固定化契約の 67%)



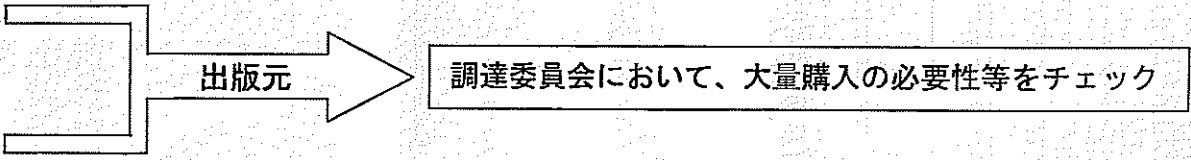
- ・ 社会保険オンラインシステム関係



- ・ 図書、冊子の購入

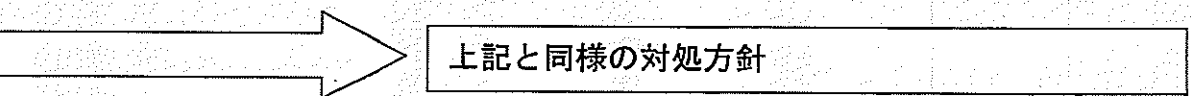
3. 価格同一契約 (20 契約、調査対象の 1%)

- ・ 図書、冊子の購入



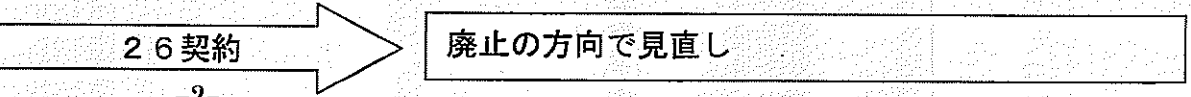
4. その他 (277 契約、調査対象の 16%)

- ・ 帳票等の印刷、消耗品、図書、冊子等の購入



業務と直接の関連が低いと考えられる契約

- ・ 鉢植木の賃貸借等



平成16年度上半期における随意契約の調査概要 — 社会保険庁地方庁分 —

- 調査対象件数 64,620 契約（随意契約：全契約数の 99.4%）
- 調査内容
 - ① 契約パターンを4分類し、契約方法、随意契約理由等について検証
 - ② 業務との関連性から調達必要性について検証

○ 調査結果と今後の対処方針

1. 複数回契約（4,545 契約）〈同一物品等について、同一年月日に同一業者から調達していたもの〉

- ・ 封筒等の印刷、庁舎の警備・清掃、複写機等の賃貸借等

事務局・事務所毎に調達

2. 長期・固定化契約（20,343 契約）〈上位 20 業者〉

- ・ 物品等の購入、通知書等の印刷・発送、ゴム印の作成、会場の借上げ等（10,908 契約）

実績を有する業者

- ・ 複写機等の賃貸借・庁舎の警備等（1,477 契約）

機器等を設置した業者

- ・ 図書・専門誌の購入（7,028 契約）

出版元

3. 価格同一契約（460 契約）

- ・ 借上げ庁舎等の賃借料（370 契約）

賃貸借の相手業者

4. その他

- ・ 消耗品の購入、ゴム印の作成、封筒の印刷等

可能な限り事務局でとりまとめ、一括して競争入札

契約審査会（仮称）において、購入の必要性等をチェック

市場調査等を徹底し、市場価格の反映

上記と同様の対処方針

業務と直接の関連が低いと考えられる契約

- ・ 鉢植木の賃貸借等（903 契約）

廃止の方向で見直し

調達業務全般の適正化・透明化対策

本 庁

地 方 庁

調 達 委 員 会

【審査対象】

- 契約金額が1億円以上の競争入札
- 契約金額が500万円以上の随意契約
 ※ 契約金額1600万円以上を500万円以上に引き下げ(17年1月～)
- 事前審査を必要と判断したもの
 (本庁で新たに事業決定し地方庁において調達させるもの等)
- 本庁におけるチェック

副大臣

報告

関係書類の提出

【契約審査会における審査】

契約金額が500万円以上の随意契約

- 年間調達計画(事前審査)
- 図書・冊子の購入、パンフレット・リーフレットの印刷製本、広報等に係るビデオの作成(事前審査)
- 契約金額が100万円以上の随意契約(事後審査)

議事結果の報告

ホームページでの公表